

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	補助金の手続
局名	健康局

I. 保健衛生施設等設備整備費補助金等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 補助金の交付申請

① 手続の概要

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）第 5 条に基づき、以下の補助金の交付を受けようとするものが、交付申請書及び添付書類を提出するもの

- ア 保健衛生施設等設備整備費補助金（平成 28 年度申請実績 280 件）
- イ がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金（平成 28 年度申請実績 102 件）
- ウ 感染症指定医療機関運営費補助金（平成 28 年度申請実績 293 件）※
※ 一部直接補助であるが、主に都道府県を通じて間接補助を実施。

② 電子化の状況

電子化に必要なシステム等の整備がないため、全て紙媒体での申請を求めている。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

以下のとおり、平成 29 年度から令和元年度にかけて取組み、事業者の補助金交付申請に係る行政手続コスト（作業時間）を、平均で 20% 削減する。

※平成 29 年度分のコスト把握によって明らかとなる平均作業時間を基準に、20% のコスト削減を目標とする。

(1) 補助金の交付申請（「公募・交付決定段階」以後の手続きも含む）

○手続の合理化

（削減方策）

書式・様式を見直し、法令等に反しない範囲で延べ 20 項目の記載項目を削減する。

○手続の簡素化や事業者（申請者）に対する補助及び支援の充実

（削減方策）

ア 国から必要最低限の記載項目を標準様式として提示するとともに、これについて詳細な記載例を作成し、都道府県による間接補助の場合も含め、事業者が記載するべき情報を必要最低限のものに抑える。

イ 都道府県を通じて間接補助を実施しているものについて、都道府県における交付申請等に関する説明会の開催（職員による申請書の記入補助・提出受付を含む）等の工夫を呼びかける。

各都道府県に対しては、原則として提示する標準様式への切り替えや説明会の開催等の取組みを依頼する。都道府県側では必要に応じて条例・内規の改正等の対応が必要なため、地方公共団体の理解・協力が必要となることから全国健康関係主管課長会議等の場で、本取組への協力を依頼する。

○提出書類の補正手続きの合理化

(削減方策)

申請書等提出後に、記載内容の誤りなどが明らかとなった場合に、再作成及び提出をさせる代わりに、

- ・写し（コピー）での補正（該当箇所のみを写しにおいて訂正の上、提出時と同一の印鑑を押印させる。差替は、電子メール等での送付を認め、原本は実績報告時の送付で可とする。）
- ・押印のない様式や添付書類は、電子メール送付による補正

など、原則として作業コストがほぼゼロの方法による補正を正式に認める。

※認められる補正方法については、別途通知を発出したり、交付要綱を示す際に別紙として添付したりするなどして、事業者に対し明示する。

都道府県側では必要に応じて条例・内規の改正等の対応が必要なため、地方公共団体の理解・協力が必要となることから全国健康関係主管課長会議等の場で、本取組への協力を依頼する。

○書類の電子化

(削減方策)

押印が必要な書類等を除き、原則として提出書類のすべて（100%）を、電子メール等の方法で提出（オンライン申請）することを認める。

※合理化・簡素化のスケジュール

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対応予定	<p>①平成30年度分の記載項目削減の検討</p> <p>②間接補助金について、間接補助者から自治体への標準様式の内容を検討</p> <p>③自治体向け会議（2月予定）で、コスト削減のための取り組みへの協力を依頼</p>	<p>①記載項目を前年度比で20項目削減</p> <p>②間接補助金について、間接補助者から自治体への標準様式を平成30年度申請開始に併せて配付</p> <p>③補正手続きの合理化及び書類の原則電子化を平成30年度申請から導入</p> <p>④自治体向け会議で、コスト削減のための取り組みへの協力を依頼</p>	<p>①記載項目の更なる見直しを検討</p> <p>②間接補助金について、間接補助者から自治体への標準様式を令和元年度申請開始に併せて配付</p> <p>③補正手続きの合理化及び書類の原則電子化を引き続き実施</p> <p>④自治体向け会議で、コスト削減のための取り組みへの協力を依頼</p>

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 補助金の交付申請

コスト削減対象が、当該手続のみであるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 補助金の交付申請

○コスト計測の方法

平成 29 年度 : 補助事業者への聴き取りによる。なお、事業者の負担を軽減するため、既存の補助金の手続き（交付申請や実績報告など）と同時に実施する。

平成 30 年度以降 : 基本計画に掲げる所要のコスト削減措置等を行った上で、翌年度の協議申請時、交付申請時及び実績報告時にそれぞれ調査票を同封し、申請時に併せて提出を依頼し、コスト計測を行う（協力を依頼する事業者の負担軽減のため、メールでの調査実施を原則とする。）

○コスト計測の対象

聴き取りの対象は、事業者（延べ約 700 者）のうち、代表的又は標準的な事業者であって、平成 29 年度からの 3 か年に継続して申請することが見込まれる者を優先的に抽出して実施する。

○コスト計測の時期

平成29年度 : 平成29年末までにコスト計測を実施する。

※平成29年度の事業終了後の手続き（実績報告等）については、事業年度終了後の平成30年 4 月以降にコスト計測を別途実施する。

平成30年度 : 平成30年度末までにコスト計測を実施する。

※平成30年度の事業終了後の手続き（実績報告等）については、事業年度終了後の平成31年 4 月以降にコスト計測を別途実施する。

令和元年度 : 令和元年度末までにコスト計測を実施する。

※令和元年度の事業終了後の手続き（実績報告等）については、事業年度終了後の令和 2 年 4 月以降にコスト計測を別途実施する。

○コスト計測の結果

ア 保健衛生施設等設備整備費補助金

計測対象 : 平成29年度 92事業者（平成29年10月13日時点）／

平成30年度 70事業者（平成30年12月18日時点）

	申請1件当たりの作業時間	×	年間件数	=	年間総作業時間
平成29年度	266.4時間	×	290件	=	77,256時間
平成30年度	214.5時間	×	290件	=	62,205時間

イ がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金

計測対象：平成29年度 5事業者（平成29年12月26日時点）

平成30年度 5事業者（平成31年2月8日時点）

	申請1件当たりの作業時間	×	年間件数	=	年間総作業時間
平成29年度	488.3時間	×	103件	=	50,295時間
平成30年度	330.2時間	×	103件	=	34,011時間

※平成29年度のコスト計測については協議申請作業時間、交付申請作業時間及び実績報告作業時間が含まれているところ。平成30年度のコスト計測は協議申請作業時間及び交付申請作業時間のみ計上している

ウ 感染症指定医療機関運営費補助金

計測対象：平成29年度 66事業者（10月13日時点）／

平成30年度 68事業者（6月27日時点）

	申請1件当たりの作業時間	×	年間件数	=	年間総作業時間
平成29年度	105.6時間	×	296件	=	31,257.6時間
平成30年度	92.5時間	×	292件	=	27,010.0時間

【留意点】

- ・日数単位での回答については、1日当たり7.75時間で換算
- ・平成29年度よりいずれの補助金も、行政手続部会で示された、見直し方針にある、「公募・交付決定段階」以後のコストについては、現時点で計測できていない。